

春の交通安全県民運動

4月6日(土)～15日(月)

運動期間中の重点目標

- ① 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と、安全な横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ④ 飲酒運転の撲滅



① 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と、安全な横断方法の実践

入園・入学を迎える4月以降に幼児・児童の歩行者関連事故が増える傾向にあります。

横断歩道では、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。青信号で横断するときも、左右の安全を確認し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。また、夕暮れ時は、明るい服を着たり反射材を身に付けたりしましょう。

② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

令和5年に県内で起きた道路横断中の事故が1186件(前年比+97件)と増えています。その内692件が、横断歩道を横断中の事故です。

運転者は、横断歩道に横断者がいるときは、必ず一時停止して横断者を優先させ、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもった運転に努めましょう。また、高齢運転者による事故も増えていることから、高齢運転者は身体

機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。

③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されていますが、ほとんどが着用されず、令和5年中に県内で起きた自転車関連事故の死者数は12人(前年比+7人)と大幅に増えています。

自転車や電動キックボードに乗るときは、命を守るためにヘルメットを着用しましょう。家庭や職場で自転車を利用するときは、ヘルメット着用を呼びかけましょう。

県条例で、自転車保険の加入が義務となっていますので、自転車保険に必ず加入しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

④ 飲酒運転の撲滅

令和5年中の飲酒運転の検挙件数は、県内で1536件(前年比+145件)と増えており、飲酒運転撲滅には程遠い状況となっています。

飲酒運転は、運転させる側にも罰則があります。一人一人が、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。

飲酒運転を見かけたら、迷わず110番通報しましょう。

飲酒する場合は、体調と翌日の運転予定を考慮して、「適正飲酒」を心掛けましょう。

● 問い合わせ先

生活安全課生活安全担当

☎(580)1897